

令和2年2月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

年明け早々世界に衝撃を与えた新型コロナウイルスは、その勢いが収まる気配を見せません。保健所設置市である本市は、1月23日、29日の2回、関係部局による連絡協議会を開き、1月31日には国における指定感染症への指定にあわせ対策本部を設置しました。さらに2月6日の第2回対策本部では4町の担当者にも参加いただき、本市において患者が確認された想定のもと訓練を実施しました。一日も早い終息が望まれるところですが、これからも市民の皆様に対する迅速で正確な情報提供と予防対策の強化に努めてまいります。

昨年11月5日の新本庁舎の全面開庁から3か月が経過し、市民の皆様からも、便利になったと好評をいただいております。

さて、私は、就任以来約2年間、市民の皆様にお約束しました39の公約について、その実現に向け全力で取り組んでまいりました。

平成30年度は、4月の中核市への移行さらに連携中枢都市圏の形成と圏域の発展に向けた施策や長年にわたる懸案事項について、着実に取り組を進めてきました。令和元年度は、本市にとって、明治22年10月

1日に全国で36番目の市として誕生し、130周年を迎えた節目の年であったとともに、将来にわたる本市の飛躍・発展の礎となる新本庁舎が完成した年でありました。令和最初の“第30回全国「みどりの愛護のつどい」の開催、山陰道鳥取西道路の全線開通、新可燃物処理施設建設工事や小・中学校へのエアコン整備の着手、さらには山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定や麒麟のまち圏域に受け継がれる麒麟獅子舞を生かしたストーリーの日本遺産認定など、鳥取県東部圏域、麒麟のまち圏域の一体的な発展がますます図られた年となりました。

そして、任期の後半を迎える来年度は、これまで着実に成果を上げてきた第10次鳥取市総合計画および鳥取市創生総合戦略の総仕上げを行うとともに、新たに第11次鳥取市総合計画および次期鳥取市創生総合戦略を策定する年になります。計画策定にあたっては、本市の重点課題や市民ニーズ、社会制度、社会経済情勢の変化に呼応した取り組み、また、新たに中核市として圏域全体を見据えた市政運営の視点、エスディー・ジーズSDGsの観点、ソ サ エ テ イSociety 5.0の観点等、多くの市民の皆様のご意見や提案などを反映しながら進めてまいります。そして、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に向け、一層の努力を重ねてまいりますので、議会の皆様、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

2. 令和2年度の重点施策について

(1) 鳥取市保健所の開庁に向けて

令和2年5月7日の業務開始に向けて整備を進めている鳥取市保健所は、現在分散している窓口を1か所に集約し、保健所が担っている保健医療や生活衛生業務と、保健センターが担っている母子保健や成人保健等の業務を一体的に行う組織改革を行い、妊娠、出産、子育て、就学支援等まで一貫した支援の実現を目指します。これにより、健康づくりと子育て支援の総合拠点となるものと期待しています。

(2) 旧本庁舎及び第二庁舎の跡地活用について

市民の皆様から強い関心が寄せられている鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎につきましては、現在、早期の解体撤去に向け解体設計の準備を進めています。また、跡地の活用について、市民で構成する検討委員会で、意見を集約する手法やプロセスについて議論を深めていただいております。これを踏まえ、市民アンケートやワークショップ、各種団体へのヒアリング等を実施し、様々な方法で市民の皆様のご意見を伺いながら跡地活用の方針を示していきたいと考えています。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

防災拠点となる新本庁舎では、昨年11月の災害対策訓練で確認された課題などを整理し、情報収集や情報共有の迅速化に努めるなど防災機能の強化を図っています。さらに、あらゆる災害から市民の皆様のご生命と財産を守るため、災害時の緊急情報伝達手段である、防災行政無線や

緊急速報メールなどに加え、コミュニティFMを活用した防災ラジオシステムの構築に取り組んでいます。本年4月から防災ラジオの販売を開始することにあわせ、可聴エリアを大幅に拡大することとしており、新たな緊急情報の入手手段として活用していただくことで、一層災害に強いまちづくりの推進が図れるものと考えています。

（４）男女共同参画センターの開設について

現在、鳥取市福祉文化会館内で業務を行っている鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」は、本年4月に鳥取大丸5階に移転する予定であり、新たな拠点としてスタートをすることとなります。移転した暁には、駅前の商業施設という立地に加え、夜間に仕事帰りの方を対象としたセミナー等を開催し利便性の向上を図ることで、男女共同参画をより身近に感じていただけるものと考えています。本市はもとより連携中枢都市圏域の男女共同参画の拠点として、誰でも気軽に集い学び、自分らしい生き方ができる「男女共同参画社会」の実現を目指してまいります。

（５）子育て支援の充実

私は公約の中で、「子どもは鳥取市の宝です」として子育てプロジェクトの推進を約束しました。このたび、本市が「2020年版住みたい田舎ベストランキング」の子育て世代が住みたい田舎部門で第1位に選ばれたことは、今まで取り組みを進めてきた本市独自の保育料軽減や保育環境の改善、民間や地域と連携した子育て支援体制の充実が高く評価

されたものと考えています。引き続き、現在策定を進めている第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代のニーズを的確に捉え子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

乳幼児をはじめ子どもに多い急性胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染症のワクチン接種については、本年8月1日以降に生まれた子どもを対象に10月から無償となる定期接種化が予定されていますが、本市では、無償化の対象とならない4月2日から7月31日の間に生まれた同学年の子どもも対象とする本市独自の助成制度を設けて、子どもたちを感染症から守る環境づくりを強力に進めてまいります。

(6) 地域包括支援の充実

本市では、団塊の世代が全て75歳に到達する2025年以降を見据え、地域の包括的な支援体制や介護予防、生活支援の提供体制の構築に向けた取り組みを進めています。そこで、地域包括支援センターの担当区域を一部再編し、「北中・中ノ郷中学校区」、「東中学校区」、「西中学校区」に新たに地域包括支援センターを設置し、全市7センターで地域に根ざした包括的な支援に取り組み、進展する高齢化社会に対応し高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進してまいります。

(7) 鳥取砂丘西側エリアの活性化

活用していなかった鳥取砂丘西側の市有地に国内外から多くの人を呼び込む宿泊施設を誘致し、鳥取砂丘一帯の魅力を高める取り組みを進

めてまいりましたが、今年4日に公募型プロポーザルにより事業提案のあった株式会社d h p 都市開発と事業調印を行いました。令和4年秋には県内では初となる4つ星級リゾートホテルが誕生し、多くの観光客が訪れる賑わい拠点施設として鳥取砂丘に新たな魅力が創出されるものと期待しています。これを機会に、東西の二つの拠点による鳥取砂丘全体の活性化を目指してまいります。

(8) 生活交通の維持確保

人口減少や運転手不足などを背景としたバス路線の廃止や便数の縮小などにより、本市の生活交通をめぐる環境が一段と厳しさを増しています。この喫緊の課題を克服するため、65歳以上の高齢者と免許返納者を対象とした路線バス定期券の半額助成や、公共交通を利用して通学をしている高校生への通学費助成制度を創設し、生活交通の利用促進を図ります。また、令和2年3月末に廃止が予定されている乗合タクシー浜村青谷線を存続させるため、地元の交通事業者の協力のもと鳥取市有償バスを運行し、地域の実情に合ったより利便性の高い生活交通を確保したいと考えています。

(9) 中心市街地の賑わい創出

本市の中心市街地は、空き店舗数の高止まりや商業施設の来店客数の減少など依然として厳しい状況が続いています。一方で、バード・ハット周辺の空き店舗のリニューアルや男女共同参画センターの鳥取大丸への移転により、人の流れが変わろうとしている今、中心市街地に賑わ

いを呼び戻す大きな好機にあると考えています。そこで、鳥取駅周辺の新たな賑わい創出に向けた基本構想を策定し地元商店街等と連携した取り組みを進めるとともに、回遊性の向上に繋がる鳥取駅北側交差点へのスクランブル化を含めた横断歩道新設の実現に努めてまいります。さらに、バード・ハットや風紋広場などでのWi-Fi環境整備や、けやき広場のイルミネーションをリニューアルし夜間の魅力を高めることで、昼夜を問わず多くの人で賑わう中心市街地を目指してまいります。

(10) 未来を見据えた子どもたちの教育

令和2年1月30日に成立した国の令和元年度補正予算において、
ソ サ エ テ イ
Society 5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据えたGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒向けの1人1台学習用端末と、校内の高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。本市もこれに速やかに呼応し、市内の小・中・義務教育学校において、本年度から令和5年度末までに全ての児童生徒に学習用タブレット端末がいきわたるよう年次的に整備し、プログラミング教育やICT活用授業などに取り組みます。また、^{エスディージーズ}SDGsの取り組みとして、100%再生可能エネルギーの電気を令和2年度から小・中・義務教育学校に順次導入し、子どもたちに環境にやさしい電気が利用されていることを実感してもらいながら、環境問題への関心を高めていきたいと考えています。

(11) 国際交流の推進

本年は、1990年に韓国・清州市と姉妹都市提携を締結してから、30周年という大きな節目を迎えます。これを記念して、行政訪問団による清州市への訪問や、清州市の歴史の足跡をたどるパネル展の開催、職員の相互派遣など様々な事業を展開し、姉妹都市提携から今日に至るまでの30年間の交流の歴史に思いを馳せながら、両市の絆をさらに深めていきたいと考えています。

3. 令和2年度当初予算の概要について

令和の時代に入り初めての当初予算は、新本庁舎整備の完了などにより、対前年度36億円減の965億円となりましたが、先送りできない重要課題への対応として、新可燃物処理施設整備や保健所整備、旧本庁舎・第二庁舎の解体設計費や跡地活用に向けた関連経費を盛り込み、切れ目なく着実に前進させます。さらに、堅調に伸びている市税収入を背景として、連携中枢都市圏域が一体的に取り組む90の連携事業や、人生100年時代の到来を見据えた医療・福祉・子育て支援などの社会保障の充実、道路や橋りょう・治水対策などの国土強靱化や防災減災対策を一層強力に進め、将来にわたり市民の皆様が安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりに努めてまいります。また、市債発行の抑制や公債費の縮減、基金の温存など健全な財政基盤にも意を用いた予算編成に努めました。引き続き、新たに策定する「市政改革プラン」に基づき、不

断の努力による財政規律を高めるとともに、未来を切り拓く効果的な投資を展開して、持続的かつ戦略的な市政運営を図ってまいります。

4. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第1号から議案第20号までは、令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しております。

議案第21号から議案第38号までは、いずれも令和元年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算であり、事業費確定に伴う精算などに基づいて計上しております。

議案第39号は、社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第40号は、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第41号は、鳥取市男女共同参画センターの移転に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第42号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等に関して所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第43号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録資格に係る規定を整備するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第44号は、鳥取市自家用有償バス浜村青谷線を新設するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第45号は、保健センターの名称を変更するとともに、青谷地区保健センターの位置を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第46号は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行により、公衆衛生上必要な措置の基準が食品衛生法施行規則に規定されることに伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第47号は、合葬式墓地の記名板の設置について定めるとともに、円護寺墓地の使用料を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第48号は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第49号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第50号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、

災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関し、必要な事項を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第51号は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第52号は、卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場として認定を受けるために必要な規定を整備するとともに、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第53号は、温泉事業における配湯区域の見直しを行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第54号は、鳥取市新規就農者技術習得支援施設の指定管理者による管理を取りやめるとともに、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第55号は、鳥取市立城北地区公民館の位置を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第56号は、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第57号は、消防団活動に従事する消防団員に対する費用弁償の支給額を引き上げるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第58号は、鳥取市立病院において、障がい者の日常生活等を総合的に支援するための短期入所事業を行うに当たり、所要の整備を行う

ため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第59号は、鳥取市保健所の位置を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第60号は、包括外部監査契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第61号は、鳥取市創生総合戦略の計画期間の変更に伴い、鳥取市総合計画基本構想の一部を変更するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第62号は、今議会に提案している辺地対策事業債の活用事業を、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第63号は、今議会に提案している過疎対策事業債の活用事業を、鳥取市過疎地域自立促進計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第64号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を改正するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第65号は、鳥取砂丘西側の市有地を株式会社d h p都市開発へ売却するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第66号は、鳥取市西町の公用車駐車場用地の賃貸借契約が終了することに伴い構築物を地権者に無償譲渡するに当たり、必要な議決を

求めるものです。

議案第67号は、鳥取市青谷地区保健センターを社会福祉法人青谷福祉会に無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第68号は、鳥取市民体育館再整備事業契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第69号は、鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築（建築）工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第70号は、鳥取市（福部・佐治地域）防災行政無線施設整備工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第71号及び議案第72号は、鳥取市立学校空調設備整備事業の2工区から3工区までの委託契約の変更について、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第73号及び議案第74号は、それぞれ市道の路線の認定及び変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第1号は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うため、鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例の一部改正を令和2年1月24日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第2号は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うため、鳥取市監査委員条例の一部改正を令和2年1月24日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第3号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図

るための関係法律の整備に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正を令和2年2月5日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第4号は、令和元年5月27日に、行徳一丁目地内の店舗の駐車場において、公用車と相手方車両が接触した事故の和解について、令和2年2月7日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第5号は、住宅新築資金等貸付金の債権に係る訴えの提起について、令和2年2月7日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。